

# 一宮市自殺対策行動計画

～いのちを大切にする、やさしさと思いやりのまちを目指して～

平成 31 (2019) 年度 ～ 平成 35 (2023) 年度

概要版

平成 31 (2019) 年 3 月

一宮市

※平成 31(2019)年 5 月に改元されますが、本計画では分かりやすい表記とするため、平成 31(2019)年度以降も「平成」を使用しています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は平成10（1998）年以降、毎年3万人を超えるなど、高い水準で推移してきました。平成18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、平成22（2010）年以降は、わずかですが減少傾向となっています。

しかし、依然として自殺者数は毎年2万人を超える水準となっており、若年層では、20歳代、30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率もピーク時からの減少率が他の年代に比べて低くなっているなど、非常事態はいまだ続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、多種多様な社会的要因があることが知られており、さまざまな悩みが原因で追い詰められた結果、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったことによるものと考えられます。自殺は、追い込まれた末に生じる「誰にでも起こり得る危機」であるため、その対策は保健や医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの包括的な支援」として実施していく必要があります。

こうした中、平成28（2016）年4月には自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。本市においても、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本計画を策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本市における自殺対策の基本的な計画として策定します。

また、本市の最上位計画である「一宮市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「健康日本21いちのみや計画」「一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）」「一宮市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と整合を図るとともに、国の「自殺総合対策大綱」及び愛知県の「あいち自殺対策総合計画」、一宮保健所管内における「地域連携マニュアル」を踏まえて策定しています。

### 3. 計画の期間

本計画は、国の自殺総合対策大綱も踏まえ、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間の計画期間として設定します。

■ 計画の期間

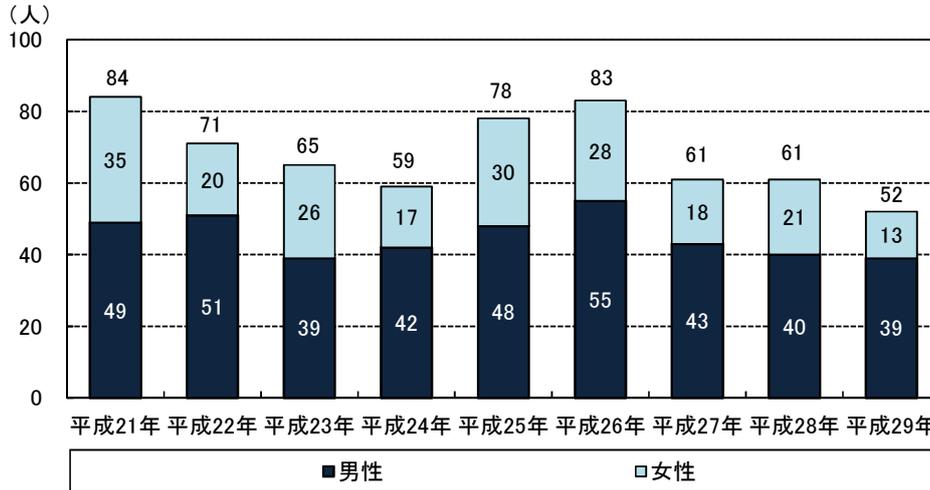


## 1. 統計からみる一宮市の現状

### (1) 自殺者数の推移

自殺者数の推移についてみると、増減を繰り返していますが、平成26（2014）年より後は減少傾向にあります。平成29（2017）年における自殺者数は52人となっています。

■男女別自殺者数の推移

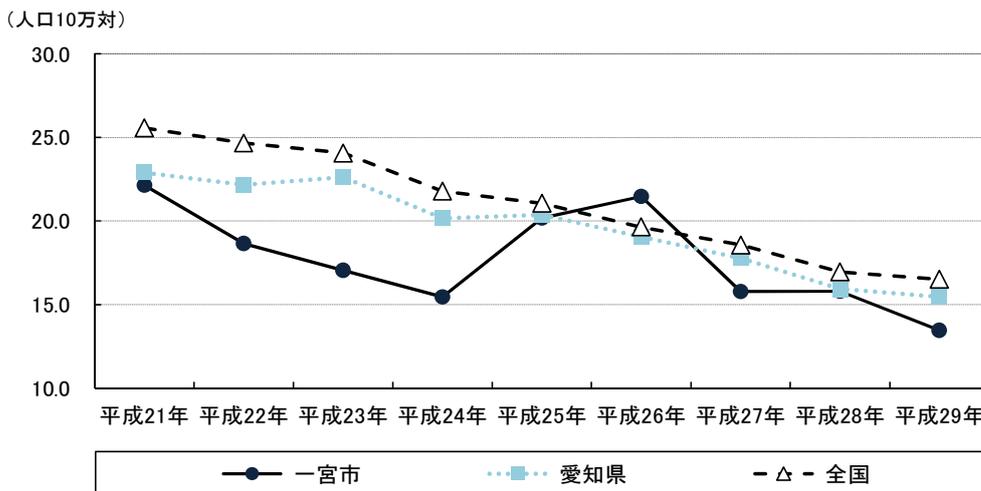


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

### (2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率の推移についてみると、平成26（2014）年は愛知県・全国を上回りましたが、他は下回っています。

■自殺死亡率の推移（一宮市・愛知県・全国）



(人口10万対)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
一宮市	22.1	18.7	17.1	15.5	20.2	21.5	15.8	15.8	13.5
愛知県	22.9	22.2	22.6	20.2	20.4	19.0	17.8	15.9	15.5
全国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5

資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

### 2. 課題のまとめと今後の方向性

#### (1) いのちを大切に作る包括的なネットワークの形成

一人ひとりの自殺の背景には、健康や経済、職場、家庭、学校などの多種多様な要因が重なり合っています。さまざまな悩みや生活上の困難を抱えている人を支援していくため、たえず目の前の人々が自殺に追い込まれる危険性があるという認識を持ち、自殺予防についての役割を明確にして、適切な対応を行うことが必要となります。

さらに、普段の取組を自殺対策の視点から捉え直して進めながら、行政だけでなく、自殺対策に関わる関係機関や市民、団体、企業等はもちろん、地域のさまざまな関係者や組織との連携をさらに強化していくことが重要です。

#### (2) いのちを支える気運の醸成と人材育成

調査結果からは市民の1割以上が心理的苦痛を感じており、7割以上がストレスを感じている可能性があることがうかがえます。自殺に追い込まれることが誰にでも起こり得るものであるということ、同時に自殺対策の本質は生きることの支援であるということを継続的に啓発し、市民一人ひとりがゲートキーパーとして適切な対応ができる人材の育成を進めていくことが重要です。

#### (3) 相談しやすい、居場所を感じられる地域づくり

不安や悩み、心配事を抱える市民の中には、周囲の人や相談窓口を利用するなど、何らかのかたちで解消に向けた行動を起こしている人もいますが、それを解消できずに抱え込んでしまう人が少なからずいることが調査結果からもうかがえます。市民にとって気軽に相談でき、居場所を感じられる地域づくりが求められます。

また、悩みや困難を抱える過程で誰かに一声をかけられる、もしくは周りの人が当事者にアプローチできるよう、日頃からのつながりや関係を構築することも重要となります。

#### (4) 重点的な取組の推進

国の自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の1つとして新たに追加されました。このことは、現在における自殺予防に直結するだけでなく、将来の自殺リスクの低減にもつながるため、きわめて重要であると考えられます。

また、「地域自殺実態プロファイル」において、本市の自殺の特徴として、高齢者や生活困窮による自殺の割合が高いことが示されており、高齢者、生活困窮者対策も重要であると考えます。

以上のことから、「子ども・若者」「高齢者」「生活困窮者」の3者に対する取組を重点的に進めていくことが求められます。

## 1. 計画の基本理念

国の自殺総合対策大綱で掲げられている基本理念を踏まえつつ、本市の市民憲章の視点から、以下のように基本理念を定めます。

### ■計画の基本理念

**「いのちを大切にする、やさしさと思いやりのまち」を目指します**

## 2. 計画の基本方針

### (1) 生きることの包括的な支援の推進

本市の自殺防止は、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きることの支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などさまざまな施策との連携とともに、各施策の連動性を高めることにより、誰もが適切な精神医療・保健・福祉サービスを受けられるようにすることを目指します。

### (3) 対応の段階に応じた対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」がそれぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが求められるため、各主体との適切な役割分担のもとで取組を進めるとともに、「事前対応」「危機対応」「事後対応」のそれぞれの段階において、施策の効果的な連動を図ります。

### (4) 啓発と実践を両輪とした推進

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

国や愛知県、関係団体、民間団体、企業、市民等と連携・協働して総合的に自殺対策を推進することが必要であることから、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働のしくみを構築します。

## 3. 計画の基本目標

国及び愛知県の目標設定を踏まえつつ、本市の実情を考慮して、計画の最終年度における目標設定ではなく、計画期間を通じた平均自殺死亡率を以下のように定めます。

### ■計画の基本目標

平成 31 (2019) 年から平成 35 (2023) 年までの平均自殺死亡率を  
**14.4 以下**まで減少させる。

## [ 1 基本施策 ]

### 1. 地域におけるネットワークの強化

#### (1) 地域の関係機関との連携強化

- 地域の関係機関との連携
- 地域連携マニュアルに基づく連携と対応
- いじめ問題対策連絡協議会
- 不登校対策協議会
- 地域における見守り支援

#### (2) 庁内の連携強化

- 庁内の自殺関係会議

### 2. 自殺対策を支える人材の育成

#### (1) 研修機会の充実

- ゲートキーパー養成研修会

#### (2) 学校教育に関わる人への研修等の実施

- 管理職研修会
- 新規採用教員への自殺予防啓発

### 3. 市民への啓発

#### (1) リーフレット・啓発グッズ等の活用

- 自殺対策啓発
- 自殺予防週間の啓発
- 自殺対策強化月間の啓発

#### (2) 市民向け講座・イベント等の開催

- こころの健康に関する講座
- メンタルヘルスコーナーの設置

#### (3) メディアを活用した啓発

- 相談窓口のPR
- こころの健康度自己評価票の掲載
- 自殺予防の普及啓発

### 4. 生きることの促進要因への支援

#### (1) 多様な相談窓口・居場所づくり

- 市民総合相談
- 健康相談
- 母子健康包括支援センター事業
- 児童相談
- ひとり親家庭相談
- 女性相談
- 心の教室相談員の配置
- 教育支援センター事業
- 子ども・若者総合相談
- 医療相談室の設置
- 消費生活相談
- 多重債務相談
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者家計改善支援事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 高齢者能力活用推進事業
- 高齢者福祉施設運営事業
- おでかけ広場等の通いの場推進事業
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 老人クラブ補助事業
- 地域包括支援センター事業
- 権利擁護業務
- うつ・閉じこもり予防事業
- 精神障害者家族相談
- 障害者相談支援事業

**(2) 専門職等の積極的な介入による支援**

- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 地域ケア会議
- こんにちは運動事業
- 友愛訪問活動事業
- 緊急連絡通報システム設置事業
- 配食サービス事業

**5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育**

**(1) SOSの出し方に関する教育の実施**

- いのちの授業
- 相談窓口の紹介

**(2) SOSの出し方に対する小・中学校と家庭等の連携強化**

- スクールカウンセラーの配置 (再掲)
- スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)
- 心の教室相談員の配置 (再掲)
- 教育支援センター事業 (再掲)
- 学級生活調査 (Q-U)
- 子ども・若者総合相談 (再掲)

**[ 2 重点施策 ]**

**1. 子ども・若者**

**(1) 子ども・若者の抱えやすい課題に着目した包括的支援の充実**

- 子ども・若者総合相談 (再掲)
- いのちの授業 (再掲)
- 相談窓口の紹介 (再掲)
- スクールカウンセラーの配置 (再掲)
- スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)
- 心の教室相談員の配置 (再掲)
- 教育支援センター事業 (再掲)
- 学級生活調査 (Q-U) (再掲)
- いじめ問題対策連絡協議会 (再掲)
- 不登校対策協議会 (再掲)
- 管理職研修会 (再掲)
- 新規採用教員への自殺予防啓発 (再掲)

**(2) ICTを活用した若者への啓発**

- 相談窓口のPR (再掲)
- こころの健康度自己評価票の掲載 (再掲)
- 自殺予防の普及啓発 (再掲)

**(3) 若者自身が身近な相談者になるための取組**

- ゲートキーパー養成研修会 (再掲)

**(4) 若者の自殺リスクを低減させるための取組**

- 子ども・若者総合相談 (再掲)
- 母子健康包括支援センター事業 (再掲)
- 児童相談 (再掲)
- ひとり親家庭相談 (再掲)
- 女性相談 (再掲)

**2. 高齢者**

**(1) 包括的な支援のための連携の推進**

- 地域包括支援センター事業 (再掲)
- 地域ケア会議 (再掲)
- 地域における見守り支援 (再掲)
- 権利擁護業務 (再掲)

**(2) 高齢者の健康状態の把握**

- 基本チェックリストによる把握事業

## 第4章 施策の展開

### (3) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

- 高齢者能力活用推進事業(再掲) ●高齢者福祉施設運営事業(再掲)
- おでかけ広場等の通いの場推進事業(再掲) ●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(再掲)
- 老人クラブ補助事業(再掲) ●こんにちは運動事業(再掲) ●友愛訪問活動事業(再掲)
- うつ・閉じこもり予防事業(再掲) ●緊急連絡通報システム設置事業(再掲)
- 配食サービス事業(再掲)

## 3. 生活困窮者

### (1) 相談支援及び生活支援の充実

- 生活困窮者自立相談支援事業(再掲) ●生活困窮者家計改善支援事業(再掲)
- 消費生活相談(再掲) ●多重債務相談(再掲)

### (2) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

- 生活困窮者就労準備支援事業(再掲)

## [ 3 評価指標 ]

①「ゲートキーパー養成研修会」の普及と、質のさらなる向上	参加者数：61人(H30実績) ⇒ 120人(H35目標) 理解度：98.2%(H30実績) ⇒ 100%(H35目標)
②「自殺対策啓発」の推進による市民意識の醸成	パンフレット・リーフレットの配布箇所数：15か所(H30実績) ⇒ 20か所(H35目標) パンフレット・リーフレットの配布数：未把握 ⇒ 2,000部(H35目標)
③「メンタルヘルスコーナーの設置」による相談しやすい環境の整備	相談者数：15人(H30実績) ⇒ 30人(H35目標)
④「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心の教室相談員の配置」による相談しやすい環境の整備	「困ったときに相談できる人がいる」と答えた生徒(中学生)の割合：86.7%(H30実績) ⇒ 93%(H35目標)

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

庁内体制である「一宮市自殺対策関係連絡会議」及び「一宮市自殺対策連絡実務者会議」とともに、市民健康部健康づくり課が中心となって連絡・調整を図ります。

また、実効性の高い、総合的な自殺対策を進めていくためには、関係機関との緊密な連携が欠かせないため、適切な役割分担のもと、地域の関係機関との連携を図りつつ、自殺対策のあり方を検討していきます。

### 2. 計画の推進、実施状況の確認

本計画に掲げた各事業は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための取組であるという認識に立ちながら、庁内体制において実施状況の確認と継続的な検討に努めつつ、必要に応じて事業の見直しや新たに必要事業を実施します。

#### 一宮市自殺対策行動計画【概要版】

～いのちを大切にする、やさしさと思いやりのまちを目指して～

平成31(2019)年3月

発行・編集：一宮市市民健康部健康づくり課(中保健センター)  
住所：〒491-0076 愛知県一宮市貴船町3丁目2番地  
TEL：0586-72-1121 | FAX：0586-72-2056  
URL：http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/【ID 1025026】